

第8章 まちづくりの具現化方策

(1) 都市計画マスタープランの実現にむけて

①町民と行政のパートナーシップによるまちづくり

第6期幕別町総合計画では、まちづくりにおいて町民参加は欠かせないものであり、町民1人ひとりが、多様な手法によりまちづくりに参加できるようにするとともに、町民と行政がともに考え、ともに行動するまちづくりを基本目標にしています。

また、幕別町まちづくり町民参加条例においても、各種審議会や委員会に幅広い町民参加の機会をうたっています。

平成14年の都市計画法改正により、地域住民のまちづくりに対する取組を都市計画行政に活かすため都市計画の提案制度^{※49}が創設されています。

町民が主体性を発揮したまちづくりを進めるためには、住民一人ひとりの積極的な参加と協力が不可欠で、こうした町民の自発的な意識の高揚と町民主体のまちづくり活動を支援するとともに、様々な行政情報の適切な公開と提供を進めることが重要です。

②効率的、効果的なまちづくり

地方自治体を取り巻く厳しい財政状況や、国の公共事業への取組方にも急激な変化が生じており、多様化する町民ニーズへの対応など様々な行政課題があるなか、これまで以上に費用対効果を十分に検証した効率的な事業の取組が必要となっています。

また、急激な社会構造の変化や国の施策動向を常に見据え、事業の必要性や整備手法の検討等について柔軟に対応できる体制を整えておくことが重要です。

③幅広い連携によるまちづくり

国や北海道が主体となる事業においては、町民の意向を反映して事業が進められるよう積極的に国や道と連携・調整を図ります。

広域的な事業の推進については、都市計画の圏域を形成している帯広市、音更町及び芽室町をはじめ、周辺町村と連携して進めます。

また、関係団体などとも連携を図りながら、民間が主体となる事業においては、本計画が掲げるまちづくりの理念に沿うよう誘導を図ります。

さらには、多様な町民ニーズから生まれる新たな公共サービスへの対応については、民間活力の導入や事業手法の適切な組合せなどによって、きめ細かい対応によるまちづくりの検討を進めます。

⁴⁹ 都市計画の提案制度

土地所有者やまちづくり団体等が一定の条件を満たした場合、都市計画の提案ができる制度です。

④多様な視点からのまちづくり

本町の人口は、平成26年度をピークに減少傾向にあり、今後においてもさらに少子高齢化の進行が予想されます。このことから、住環境や地域コミュニティの維持など地域活力の低下について、これまで以上に留意しながらまちづくりを進める必要があります。

また、今日までに整備してきた道路や公園などの基幹的な社会基盤施設^{※50}や、各種公共施設などの計画的な改修や更新による都市機能の維持だけではなく、公共施設の規模及び配置の最適化を図ることにより、町民に持続可能な行政サービスを提供していくことが必要です。

このことから、これまで取り組んできた社会基盤整備などのハード事業主体のまちづくりから、既存の社会基盤施設を活かした快適な生活環境づくりに繋がるソフト事業の取組に重点を置く必要があります、多様な切り口からまちづくりに対する施策を検討し、事業の実施に取り組んでいくこととします。



幕別パークプラザ

⁵⁰ 社会基盤施設

国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設を指し、インフラストラクチャー(略称：インフラ)とも言います。道路、公園、河川、空港、港湾、上・下水道、学校、病院、公営住宅、電気、ガス、通信など、社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成する総称ですが、一般的には、国や地方自治体を実施する公共事業で整備されたものを指します。また、過去に整備された各種の社会基盤施設を総称して、「インフラ・ストック」と表現されます。

(2) まちづくり推進体制の構築

①まちづくりにおける町民・行政の役割

町民のまちづくりへの参加は、今後のまちづくりを進める上での重要なポイントとなり、幕別町まちづくり町民参加条例では、町としての意思形成過程において町民の意思を反映させることが定義されており、町民は自らの責任と役割を自覚し積極的な参加に努めるとされています。

また、行政は町民が自ら考え行動することができるよう、情報提供や説明に努める必要があると定められており、あらゆる機会を捉えてこうした責任を果たしていかなければなりません。

このことから、町民と行政がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に協力しながらまちづくりを進める「協働のまちづくり」を、今後もより一層進める必要があります。

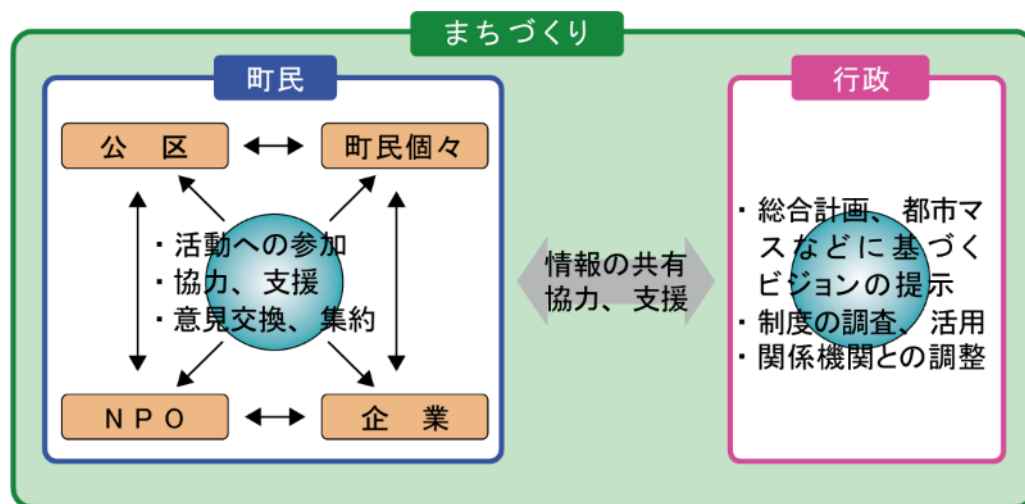


図 まちづくりにおける町民・行政の役割

②まちづくり組織・人材の育成と体制づくり

まちづくりに関わる活動は、行政だけでなく、町民などによる地域の活動として行われており、町民生活に欠かすことのできない取組となっています。一方で、現在のまちづくりの担い手は、住民・町内会、各種団体・組織などが中心となっていますが、地域のリーダーとなる人材不足や、高齢化に伴う担い手不足により、特定の人とその役割を担っている状況にあります。

また、公共サービスは行政が主体となって取り組んでいますが、行政による画一的な手法だけでは多様な町民ニーズに応えることは困難であり、行財政上の制約が支障となることも想定されます。

そうしたなか、多様な町民ニーズから生まれる新たな公共サービスへの対応が想定されるなど、新たな時代環境に対応したまちづくりを進める必要があります。

今後は、これまでの取組を大切にしながら、町民、企業、NPO法人など地域社会の多様な主体と行政との協働のまちづくりをこれまで以上に推進し、町民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、その発想を自らが実践する取組が必要です。

このため、地域をけん引する人材の育成に努めることにより、新たなまちづくりの担い手の育成と多様な主体がまちづくりへ関わることができる体制づくりなど、さらなる「協働のまちづくり」の取組を推進します。

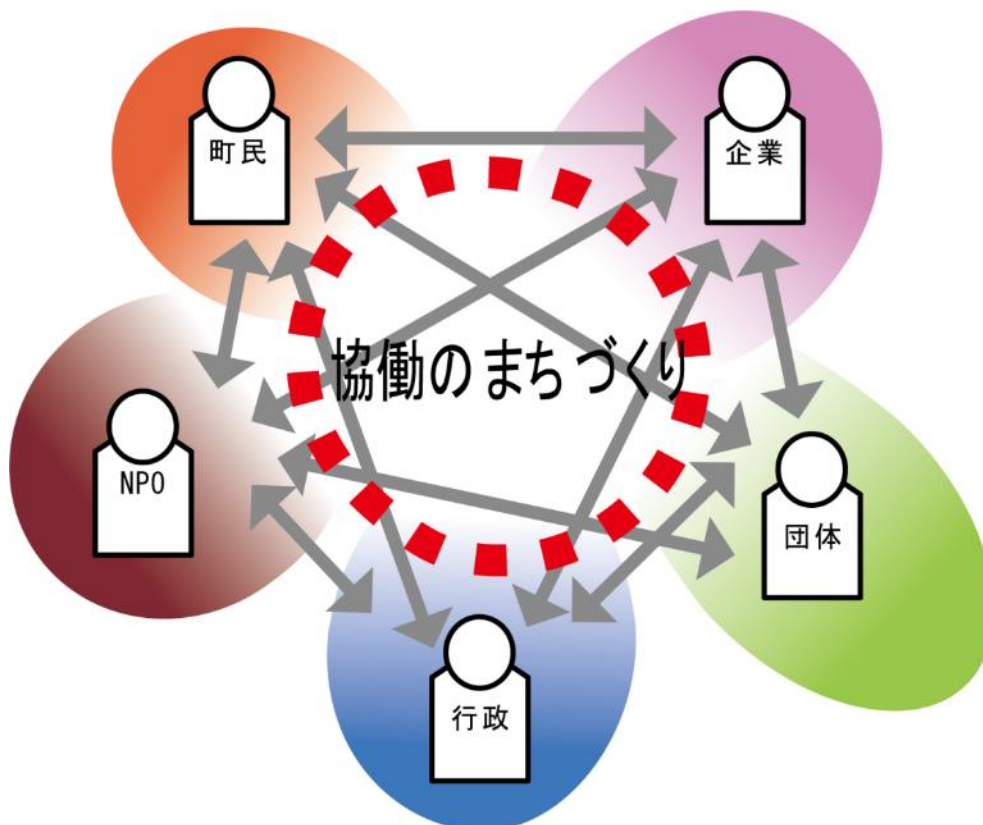


図 協働のまちづくりの概念図